

東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援実施要綱

平成30年7月11日 制定

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する規則（平成30年7月4日規則第103号。以下「規則」という。）に基づき、知事が別に定める事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語は、規則で使用する用語の例によるほか、次の当該各号が定めるところによる。

(1) 仮住まい費用

規則第3条第1項第1号の支援金の支給を受ける者が、当該住宅の建替え若しくは修繕又は購入に伴い、一時的に住む家屋（駐車・駐輪スペースを含む。）の賃借料及び礼金に要する費用

(2) 転居費用

規則第4条第1項各号に定める者が、航空機事故のあった場所とは異なる場所に転居することに伴い、家財その他の物品を当該転居先に移転するのに必要な費用

2 規則第2条第2号の規定により知事が定める物品は、以下のものとする。ただし、規則第3条第1項第1号に計上されているもの並びに衣類、食料品、化粧品、洗剤その他の消耗品及び奢侈品は除く。

(1) 洗濯機、冷蔵庫、空調機その他の生活用電化製品

(2) 机、椅子、タンス、ベッドその他の家具

(3) 洗面化粧台

(4) 絨毯、カーテン、時計、電話機その他の日常生活で利用する物品

第2章 支援金の支給

(支援金を支給する費用)

第3条 規則第3条第1項第3号及び別表の規定により知事が定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 仮住まい費用（規則第4条第1項第1号及び第2号の者に限る。）
- (2) 転居費用

（支給額の算定）

第4条 規則第3条第2項の規定により知事が定める方法は、以下のとおりとする。

- (1) 住宅の建替え及び購入

航空機事故以前の住宅の構造、延べ床面積等と同等の仕様であること（以下「同等の仕様」という。）を基準とし、以下の①により算出する。ただし、②が同等の仕様の範囲内の場合、①の130%以下の金額を限度に②により算出する。

- ① 基準単価積算による金額

直近の都内新築平均工事価額の平米単価（総務省統計）に、航空機事故以前の住宅延べ床面積を乗じて算出する。

撤去費用については、国土交通大臣が定める標準除却費のうちの1平米あたりの除却工事費に航空機事故以前の住宅延べ床面積を乗じて算出する。

- ② 申請書等の金額

申請書の添付書類に記された金額

- (2) 住宅の修繕

同等の仕様を基準とし、同等の仕様の範囲内で、申請書の添付書類に基づく金額

- (3) 家財の購入

申請書の添付書類に基づく金額

- (4) 仮住まい費用

申請書の添付書類に基づく金額

- (5) 転居費用

申請書の添付資料に基づく金額

2 知事は、前項各号の算出（（1）②により算出した場合を除く。）に当たり、東京都が別に契約する鑑定委託等に基づく鑑定額その他客観的資料を参考に、各費用の金額を補正することができる。ただし、補正の範囲は、前号各号に基づき算出した金額の30パーセント以内とする。

3 知事は、前号各号の算出に当たり、次の各号に掲げる事由がある場合は、各号の当該金額を控除した上、規則第3条第2項の規定に基づく支援金の支給額を決定する。

- (1) 同一の航空機事故について、支援金の申請時に既に国又は地方公共団体から、規則第3条の支援金と同一の内容に係る補助金その他の給付金（貸付金など返還を要するものは除く。）を当該申請者が受領している場合は、当該金額
- (2) 同一の航空機事故について、支援金の申請時に既に規則第6条第3項の給付金等を当該申請者が受領している場合は、当該金額

(支援金を支給しない事項)

第5条 規則第3条第3項第3号の規定により知事が定める事項は、以下のとおりとする。

- (1) 核燃料物質等の放射性、爆発性等による事故
- (2) その他知事が認める事項

(支給の申請)

第6条 規則第5条第1項の規定により支援金の支給を申請する者（以下「申請者」という。）は、次の各号に掲げる書類を添付し、支援金支給申請書兼申告書(第1号様式)を知事に提出しなければならない。

(1) 共通

- ① 住民票(外国人世帯にあつては、外国人登録済証明書)等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる区市町村が発行する証明書
- ② その他必要に応じて知事が指示する書類

(2) 住宅の建替え

- ① 被災した住宅の所有者が確認できる書類（登記事項証明書等）
- ② 住宅の建替えに係る金額、仕様及び建替期間が確認できる書類(工事請負契約書、見積書等)

(3) 住宅の購入

- ① 被災した住宅の所有者が確認できる書類（登記事項証明書等）
- ② 住宅の購入に係る金額及び仕様が確認できる書類（売買契約書、見積書等）

(4) 住宅の修繕

- ① 被災した住宅の所有者が確認できる書類（登記事項証明書等）
- ② 住宅の修繕に係る書類の写し（見積書、修繕箇所が確認できる内訳の付いた修理代金請求明細書及び領収書等）

(5) 家財の購入

家財の購入に係る金額が確認できる書類（領収書、見積書等）

(6) 仮住まい費用

居住不能等に伴う仮住まい賃借料が確認できる書類の写し（賃貸借契約書等）

(7) 転居費用

転居に係る費用が確認できる書類の写し（領収書、見積書等）

(申請の期間)

第7条 支援金の支給の申請は、当該支援金の支給に係る航空機事故による被害が発生した日から起算して3年を経過する日までに行わなければならない。ただし、やむを得ない事情により規定する期間内に申請をすることができないと知事が認めるときは、その期間を延長することができる。

(支援金の支給決定)

第8条 知事は、規則第5条の規定に基づく申請があったときは、支援金支給決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 知事は、前項の規定による通知後、申請者から支援金支給請求書(第3号様式)による請求に基づき、申請者が指定する口座に支援金を振り込むものとする。

(費用の支払の報告)

第9条 規則第6条第1項の規定により報告を行う者は、支給を受けた支援金ごとに、領収書等支援金の使途及び支払った金額を証する書類を添付し、支援金使用実績報告書(第4号様式)により知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、申請時に領収書等の支払実績を証する書類を添付して申請した者は、支援金使用実績報告書の提出を省略することができる。

(給付金等の受領の報告)

第10条 規則第6条第3項の規定により報告を行う者は、以下の書類を提出しなければならない。

(1) 保険金

① 保険金を受領した場合

ア 保険金受領報告書(第5号様式)

イ 保険金の支払通知書等

② 保険金を請求した結果、受領できなかった場合

保険金請求結果申告書(第6号様式)

(2) 損害賠償金等

① 損害賠償額が確定した場合

ア 損害賠償額確定報告書(第7号様式)

イ 訴状等請求内容がわかる書類

ウ 判決書、和解調書等、手続の終了を示す書類の写し

② 損害賠償金等を受領した場合

損害賠償金等受領報告書(第8号様式)

(その他の報告)

第11条 前2条のほか、知事は、支援金にかかる予算の執行の適正を期するため必要があるときは、支援金の支給を受けた者に対し、報告を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(支援金の取消し及び返還)

第 12 条 知事は、規則第 7 条及び第 8 条の規定に基づき、期限を定めて、支援金支給決定取消通知書兼返還請求書（第 9 号様式）により支援金を取り消し、その返還を命ずる。

附 則

この要綱は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

東京都知事 宛

支援金支給申請書兼申告書

東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する規則第 5 条及び東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援実施要綱第 6 条に基づき、航空機事故被害者生活再建支援金の支給について、次のとおり申し込みます。

申請者	氏 名	⑤	
	住 所	〒	
	連 絡 先	電話番号	
		(メールアドレス)	
申請区分・申請金額	1 住宅の建替え、修繕、購入に係る費用 【支給上限額：3,000万円】		
	☐	住宅の建替え	円
	☐	住宅の修繕	円
	☐	住宅の購入	円
	2 家財の購入費用 【支給上限額：200万円】 ※別紙1を添付すること		
	☐	家財の購入費用	円
	3 仮住まい費用 【支給上限額：50万円】		
	☐	仮住まい費用	円
	4 転居費用 【支給上限額：50万円】		
	☐	転居費用	円

備考

- 1 支給対象者が複数人いる場合は、支給対象者のうち1名が代表者として別紙2により支給対象者全員の同意を得た上で申込みを行ってください。
- 2 「申請区分」の欄は、該当する区分のチェックボックスにチェックしてください。
- 3 賃借している住宅に被害を受けた申請者の方は、「家財の購入費用」及び「転居費用」の申請区分のみ申請できます。

申告事項（1）

私（申請者）は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）には該当しないことを申告いたします。

申告事項（2）

火災保険等の保険契約の有無

☐有

☐無

保険会社等の名称	保険の種類	証券番号	保険契約者
①			
②			
③			

※欄が足りない場合は、適宜内訳を記載した別紙を添付し、申告してください。

上記、申請事項（1）及び（2）の内容に相違ありません。

氏名 _____ (印) _____

被害を受けた家財の申告書兼申請内訳書【支援金申請用】

[illegible]

- (注) 1 被害を受けた家財については、今後購入予定の物品及び既に購入済みの物品を御記載ください。
2 以下の物品は支援金の支給対象外となります。
①「住宅の建替え、修繕、購入に係る費用」の申請区分で計上したもの
②衣類、食料品、化粧品、洗剤その他の消耗品
③奢侈品
3 購入(予定)単価は消費税及び地方消費税を含めた金額を御記載ください。

年 月 日

代表者選任同意書

東京都航空機事故被害者生活再建支援金の給付を受けるに当たり、下記代表者が本支援金支給にかかる一切の手続を行うことについて支給対象者全員で同意します。

記

代 表 者 氏 名 (申請者)	印
--------------------	--------------

(支給対象者) 氏名

印

(支給対象者) 氏名

印

(支給対象者) 氏名

印

(支給対象者) 氏名

印

(支給対象者) 氏名

印

文 書 番 号
年 月 日

様

東京都知事 印

支援金支給決定通知書

年 月 日付で申請のありました航空機事故被害者生活再建支援金について、東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する規則（以下「規則」という。）第3条第2項に基づき、下記のとおり支給することを決定しましたので、通知します。

記

1 支援金支給額 金 円

2 申請区分ごとの支援金額の内訳

申請区分	支援金支給額	【参考】規則第3条第2項本文に規定する方法により算出した金額
住宅の建替え、修繕、購入に係る費用	円	（ 円）
家財の購入費用	円	（ 円）
仮住まい費用	円	（ 円）
転居費用	円	（ 円）

3 支給条件

(1) 申請者は、規則第6条第2項の規定に基づき、航空機事故により請求権が発生する火災保険金その他の保険金（規則第3条第1項各号に掲げる費用に関する損害に係る保険金に限る。以下「保険金」という。）の請求又は損害賠償金（規則第3条第1項各号に掲げる費用に関する損害に係る賠償金に限る。以下「損害賠償金」という。）の裁

判上の請求を行わなければならない。

- (2) 申請者は、規則第6条第3項の規定に基づき、(1)の請求により、保険金、損害賠償金、和解金その他の給付金(規則第3条第1項各号に掲げる費用に係るものに限る。以下「給付金等」という。)を受けた場合、速やかに東京都知事(以下「知事」という。)宛てに報告しなければならない。
- (3) 申請者は、規則第6条第1項の規定に基づき、規則第3条第1項各号に掲げる費用を支払ったときは、その結果を速やかに知事宛てに報告しなければならない。
- (4) 知事は、規則第7条第1項の規定に基づき、支給した支援金の金額が、(3)の報告において支払ったとされる費用(規則第3条第1項各号に掲げる費用として知事が認めるものに限る。)の金額を超える部分に相当する金額の支援金について、支給の決定を取り消すものとする。
- (5) 知事は、規則第7条第2項の規定に基づき、支給した支援金の金額と(2)の報告に係る給付金等の金額を加算して得た金額が、規則第3条第2項本文に規定する方法により算出した同条第1項各号の費用の金額を超える場合は、当該超える部分に相当する金額の支援金について支給の決定を取り消すものとする。
- (6) 知事は、規則第7条第3項の規定に基づき、支援金の支給を決定した申請者が次のいずれかに該当すると認めたときは、当該決定の全部又は一部を取り消すものとする。
 - ア 偽りその他不正な手段により支援金を受けたとき。
 - イ 支援金を目的外に使用したとき。
 - ウ 支援金の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は規則に基づく規定に違反したとき。
 - エ その他知事が取り消す必要があると認めたとき。
- (7) 申請者は、規則第8条及び東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援実施要綱第12条の規定に基づき、(4)、(5)及び(6)のとおり支援金の全部又は一部について支給の決定を取り消されたときは、当該取消しに係る部分に相当する金額を知事が定める期限までに知事宛てに返還しなければならない。
- (8) 申請者は、(6)のとおり支援金を取り消され、かつ(7)のとおり知事宛てに返還をする場合、規則第9条第1項の規定に基づき、当該支援金を受領した日から当該返還に係る金額を納付した日までの日数に応じ、当該返還に係る金額につき、年10パーセントの割合で計算した違約金(100円未満であるときはその全額を切り捨て、100円未満の端数があるときは当該端数の金額を切り捨てる。)を納付しなければならない。
- (9) 申請者は、規則第9条第2項の規定に基づき、(7)のとおり知事宛てに支援金の返還をする場合、当該返還に係る金額の納付期限の翌日から当該返還に係る金額を納付した日までの日数に応じ、当該返還に係る金額につき、年5パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満であるときはその全額を切り捨て、100円未満の端数があるときは当該端数の金額を切り捨てる。)を納付しなければならない。
- (10) 申請者は、知事より支援金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるとして、報告、又は必要な書類の提出を求められた場合、知事宛てに報告し、又は当該書類を提出しなければならない。

第 3 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

東京都知事 宛

申請者 住 所
氏 名
電話番号

印

支援金支給請求書

東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援実施要綱第 8 条第 2 項
の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 支援金請求金額

金 円

2 振込先 別紙「支払金口座振替依頼書」のとおり

第 4 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

東京都知事 宛

住 所
氏 名
電話番号

印

支援金使用実績報告書

東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援実施要綱第 9 条の規定に基づき、支援金の使用実績について下記のとおり報告します。

記

申請区分ごとの支援金使用実績

	支援金支給額	支援金使用額
住宅の建替え、修繕、購入に係る費用	円	円
家財の購入費用 ※詳細は別紙に記入してください。	円	円
仮住まい費用	円	円
転居費用	円	円
合計	円	円

備考 支出した金額がわかる領収書など、上記の内容を証する書類の写しを添付してください。

備考 申請していない区分については「－」を御記入ください。

購入した家財一覽表

購入した家財	購入単価	購入数量	購入金額(合計)	購入年月日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
合計金額				年 月 日

年 月 日

東京都知事 宛

住 所
氏 名
電話番号

印

保険金受領報告書

保険金を受領しましたので、東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

受 領 日	年 月 日
保 険 会 社	
保 険 金 額	金 円 内訳 （住宅に係る保険金） 円 （家財に係る保険金） 円 （その他） 円
その他連絡事項	

備考 保険金の支払通知書など、上記の内容を証する書類の写しを添付してください。

第6号様式（第10条関係）

年 月 日

東京都知事 宛

住 所
氏 名
電話番号

印

保険金請求結果申告書

保険金を請求した結果、受領できなかったので、東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援実施要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり申告します。

記

保 険 金 請 求 日	年 月 日
保険金が支払われな いことが判明した日	年 月 日
保 険 会 社	
保 険 の 種 類	
その他連絡事項	

備考 保険金の不払通知書など、上記の内容を証する書類がある場合は、写しを添付してください。

第 7 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

東京都知事 宛

住 所
氏 名 ⑩
電話番号

損害賠償金等確定報告書

損害賠償金等が確定しましたので、東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援実施要綱第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

確 定 日	年 月 日
損害賠償義務者	
損害賠償金等の種類	
損害賠償金等の金額	金 円 内訳 (住宅に係る損害) 円 (家財に係る損害) 円 (その他) 円

備考 1 判決書、和解調書など、上記の内容を証する書類の写しを添付してください。
2 「損害賠償金等の種類」の欄には、「損害賠償金」「和解金」等を御記入ください。
3 「損害賠償金等の金額」の欄には、損害賠償金や和解金等のうち、東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する規則第 3 条第 1 項各号に掲げる費用に係る損害賠償金等（物的損失に係る部分）のみ記載してください。

年 月 日

東京都知事 宛

住 所
氏 名
電話番号

印

損害賠償金等受領報告書

損害賠償金等を受領しましたので、東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援実施要綱第 1 0 条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

受 領 日	年 月 日	
受 領 金 額	☐	年 月 日付損害賠償金等確定報告書により報告した金額と同じ (金 円)
	☐	上記以外の場合 金 円 内訳 (住宅に係る損害) 円 (家財に係る損害) 円 (その他) 円

- 備考 1 受領金額が損害賠償金等確定報告書と同様の場合には、受領金額の上欄をチェックし、金額を記載してください。
- 2 上記以外の場合には、受領金額の下欄をチェックし、損害賠償金等のうち、東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する規則第 3 条第 1 項各号に掲げる費用に係る損害賠償金等（物的損失に係る部分）の受領金額のみ記載してください。

様

東京都知事 印

支援金支給決定取消通知書兼返還請求書

東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援実施要綱第12条に基づき、下記のとおり支援金を取り消し、返還を請求します。

記

1 取消しに係る申請区分
年 月 日付文書番号支援金支給決定通知書で通知した支給決定額のうち、
の支給決定の（一部・全部）を取り消す。

2 支給決定取消額及び返還請求額 ※内訳は別紙のとおり

	支援金支給決定額	支援金支給決定取消額 及び返還請求額
住宅の建替え、修繕、 購入に係る費用	円	円
家財の購入費用	円	円
仮住まい費用	円	円
転居費用	円	円
合計	円	円

3 返還期限 年 月 日

4 東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する規則（以下「規則」という。）第7条第3項による取消しの場合、その理由

注 1 別に送付する納入通知書で返還期限までにお支払ください。
2 規則第7条第3項の規定に該当する場合は、規則第9条第1項の規定により算定される違約金を別途お支払いいただくことになります。
3 上記期限までに返還がない場合は、規則第9条2項の規定により算定される延滞金を別途お支払いいただくことになります。

申請区分	支援金支給決定額 (A)	支援金使用実績額(B)	給付金等の金額(C)	支援金算出額(D)	規則第7条第1項 による 取消額(A－B) ※マイナスの場合、ゼロ	規則第7条第2項 による 取消額(A＋C－D) ※マイナスの場合、ゼロ	規則第7条第3項 による 取消額
		※規則第3条第1項各号に掲げる費用	※規則第3条第1項各号の費用に係るものに限る。	※規則第3条第2項本文に規定する方法により算出した同条第1項各号の費用			
住宅の建替え、修繕、購入に関する費用							
家財の購入費用							
仮住まい費用							
転居費用							
計					①	②	③

支援金支給決定取消額 及び支援金返還請求額	
--------------------------	--

支援金支給決定取消額 及び支援金返還請求額	
--------------------------	--

(注) 規則とは東京都営空港に係る航空機事故被害者生活再建支援に関する規則をいう。